

「出入国管理及び難民認定法第五十五条の五十三第一項各号のいずれかに該当する場合に収容することができる単独室の基準案」の概要について

出入国在留管理庁

第1 趣旨

本基準は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律（令和5年法律第56号）の施行により、被収容者が自身を傷つけるおそれがあるとき等において、入国者収容所長等の命令により、その者を保護室又は法務大臣が定める基準を満たす単独室に収容することができる規定の整備がなされることに伴い、その基準を定めるもの。

第2 概要

出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第55の53第1項の規定による法務大臣が定める単独室の基準は、収容された者の身体を傷つけにくい構造及び設備を有すること、損壊しにくい構造及び設備を有すること、室内の視察に支障がない構造及び設備を有すること、適当な換気、照明、保温、防湿及び排水のための構造及び設備を有することと定めるもの。

第3 今後の予定

施行日：令和6年6月上旬